

敦賀市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託 仕様書

〔一般仕様書〕

1 適用

本仕様書は、敦賀市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託(以下「本業務」という。)について適用する。

2 総則

2.1 目的

本業務は、敦賀市（以下「本市」という。）の水道事業、公共下水道事業、漁業集落排水事業及び農業集落排水事業において、持続可能な経営を確保する一手法として、管理と更新を一体的にマネジメントするウォーターPPPの導入に関する可能性について詳細に検討することを目的とする。なお、検討については、令和6年度国土交通省発注業務である「下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討業務」の結果を十分に参考して行うこと。

2.2 一般使用書の適用

本業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い履行しなければならない。

2.3 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

2.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

2.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

2.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2.7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当たって、公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

2.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 工程表 (ロ) 管理技術者届 (ハ) 職務分担表 (ニ) 完了届

(ホ) 納品書 (ヘ) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

2.9 管理技術者、照査技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を要する技術者を配置しなければならない。なお、配置する各技術者は兼務できないものとし、直接的な雇用関係にある者であること。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門－上下水道－上水道及び工業用水道）、又は技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道）の資格を有する者であり、令和2年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注する上下水道事業若しくは上水道事業又は下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務（以下「同種業務」という。）に従事した実績を有すること。

(3) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門－上下水道－上水道及び工業用水道）、又は技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道）の資格を有する者であり、同種業務に従事した実績を有すること。

(4) 担当技術者は、水道事業及び下水道事業担当として、それぞれに1名以上を配置しなければならない。

2.10 品質管理

受託者は、品質管理を徹底するものとし、次に掲げる資格及び認証を受けていること。

・ IS09001

2.11 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合は、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

2.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、本市の検査員の検査をもって業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

2.13 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

2.14 参考資料の貸与

本市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

2.15 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記する。

2.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、これを定める。

〔特記仕様書〕

1 概要

1.1 業務名

敦賀市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託

1.2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日まで

1.3 業務の対象範囲

- (1) 水道事業(市内全域)
- (2) 公共下水道事業(中部 1 処理区)
- (3) 漁業集落排水事業(白木、浦底、立石 計 3 処理区)
- (4) 農業集落排水事業(東浦北部、東浦南部、檜曲、山、疋田 計 5 処理区)

2 業務内容

本業務は、令和 6 年度に実施している「下水道分野におけるウォーターPPP 等の案件形成に向けた方策検討業務」の成果より精鍛に経営・財務及び技術的分野等の現状を把握し、専門的知見や経験に基づき官民連携の導入可能性検討を行う。

2.1 現状把握、分析、課題の整理、対応策の検討

(1) 資産、財務等の基礎資料に基づく現状把握

本市が提供する基礎資料から、各事業の計画、施設、財政、組織体制、民間委託等の現状を把握し、整理する。基礎資料については以下を基本とし、その他必要となる資料は協議の上決定する。

① 計画に関する基礎資料

【下水道】

- ・経営戦略
- ・全体計画
- ・事業計画
- ・ストックマネジメント計画
- ・最適整備構想（集落排水）

【上水道】

- ・経営戦略
- ・新水道ビジョン

- ・アセットマネジメント
- ・耐震化計画
- ・水安全計画

② 施設に関する基礎資料

- ・固定資産台帳
- ・設備台帳
- ・管路台帳
- ・工事等発注台帳
- ・各施設の点検、調査、修繕、改築等履歴
- ・外部委託等発注台帳
- ・維持管理業務の仕様書等
- ・機能診断調査結果（集落排水）
- ・その他施設運転に関する各種データ

③ その他基礎資料

- ・予算書、決算書
- ・職員数の推移
- ・苦情要望件数
- ・「下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討業務」
成果品

(2) 現状分析、課題の整理

基礎資料に基づき、各事業の現状及び将来の事業運営を踏まえた問題点を抽出し、課題を整理する。

① 現状分析

基礎資料に基づき、ヒト（人材）・モノ（施設）・カネ（財政）等の分類で現状を分析する。現状分析において主に確認すべき事項、項目等については以下を基本とする。そのほか業務を遂行する上で必要と考えられる事項、項目等は受託者の裁量によって分類することを差し支えない。

- ・事業環境に関すること
- ・施設の維持管理、劣化状況、投資状況等に関すること
- ・組織、人員（職員数、技術者数、委託状況）に関すること
- ・財政状況（収益性、安全性）に関すること
- ・その他

② 課題の整理

現状分析によって抽出した問題に対する現時点及び将来的な課題を整理する。課題については、取り組むべき重要度及び対応時期を設定し、事業全体としての優先順位付けを行う。

(3) 対応策の検討

課題に対する対応策、対応可否（実現性）、対応時期等を整理し、各課題に対する取組として直営として対応すること、官民連携等により対応することを整理する。

2.2 事業スキームの検討、事業条件の検討

(1) 事業スキームの検討

上下水道事業において用いられている官民連携手法の事例等を整理し、本市の課題解決に有効と想定される官民連携手法を検討する。また、本事業を受託する民間事業者等に求める組織形態や、事業範囲について検討する。

(2) 各種リスクの抽出及び適切な官民負担の検討

本事業で想定されるリスクを抽出し、そのリスクについてどのような官民分担が適切であるかについて検討する。

(3) VFM(Value for money)計算

本市の直営での実施や従来仕様発注での概算事業費と、官民連携事業手法で実施した場合に必要な事業費を比較し、VFMを計算する。算定にあたっては、定量的な評価のみならず、客観性のある定性的なメリットを加味して、総合的なVFMを算定する。

また、可能な限り各検討段階の状況を適切に反映し、段階的に評価する。

2.3 マーケットサウンディング

本市上下水道施設の工事や、修繕、維持管理を行っている事業者を中心に、想定される事業スキームに関係のある事業者に対して広くアンケート、ヒアリング等を実施し、事業者の参画意向や、本事業スキームに関する意見、課題等を募集及び調査する。

(1) ヒアリング準備

ヒアリングの方法、対象事業者の選定、内容及びスケジュールについて、本市へ提案し、協議のうえ決定する。

(2) ヒアリング実施

協議、決定した内容に基づき、事業者へのヒアリングを実施する。ヒアリング方法については参加者全社を対象とした書面等によるアンケート及び数社抽出した個別の対話によるヒアリングを1回以上行う。対話によるヒアリングはアンケート

結果を踏まえた事業者を選定することを基本とする。なお、対話ヒアリングには本市の立会の上で行う。

(3) ヒアリング結果の整理、スキーム等の反映

ヒアリングした結果について整理し、資料にとりまとめる。また、ヒアリングの結果に基づきスキーム案の修正を図る。

2.4 比較検討

これまでの検討を踏まえ、各事業の課題を官民連携事業により解決可能か、課題への対応毎に官民連携手法の組合せを考慮した事業スキームについて比較検討を行い、事業の実施に向けたスケジュール、課題等を整理する。

(1) 導入効果整理、導入範囲検討

- ・整理した業務について、ウォーターPPP導入の効果を検証し、費用の削減効果や費用面以外の効果（カスタマーサービス向上など）を検証すること。
- ・本市上下水道事業において、ウォーターPPP導入が効果的と考えられる導入範囲を整理し、導入案を作成すること。
- ・導入案は複数作成し、それぞれの導入効果や課題、概算委託費用等について比較検討すること。なお、比較検討にあたっては出来る限り定量的な指標を用いて整理すること。

(2) 導入工程検討

本市では令和10年度からウォーターPPPを実施することを想定しており、これを前提として導入までの大まかなスケジュールや、導入までに検討が必要な課題について提案、助言を行うこと。

2.5 報告書の作成

本業務で収集した資料、官民連携手法の導入可能性調査に係る各種検討内容を整理し、報告書として取りまとめる。また、導入可能性調査の概要版を作成すること。

2.6 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、着手時、中間3回、完了時の計5回を基本とし、原則として対面形式により行う。なお、基本協議のほか、必要に応じて打合せを行う際にはオンライン協議も可とする。

3 提出書類

- (1) 受託者は、本市が指定した様式により、契約締結後、関係書類について指定期日までに本市に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 受託者は、本市に提出する書類のうち様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、本市がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- (3) 受託者は、契約締結後 7 日以内に次の書類を作成し、提出すること。
 - ① 業務着手届
 - ② 管理技術者、照査技術者、担当技術者届
- (4) 受託者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を提出し、本市の承認を受けるものとする。なお、業務計画書には次の項目を記載するものとする。
 - ① 業務概要
 - ② 業務実施方針
 - ③ 業務工程表
 - ④ 業務実施体制・連絡体制

4 成果物

本業務の履行により確認した事項や助言などにより作成した資料、意見書、調査の結果等により、官民連携の導入可能性について総合的に取りまとめ、以下の成果品として本市に提出すること。なお、成果物の電子データ(Microsoft Office®等の編集可能なもの)を格納した電子記録媒体も添付すること。

- (1) 報告書 2 部
- (2) 報告書(概要版) 2 部
- (3) 報告書(資料編) 2 部
- (4) 協議議事録 2 部
- (5) 電子記録媒体 1 部

5 参考図書

本業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 令和 6 年度下水道分野におけるウォーター PPP 等の案件形成に向けた方策検討業務(敦賀市)報告書(※敦賀市天筒浄化センターにおいてのみ供覧可能)
- (2) 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン

- (3) 下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン
- (4) 上下水道分野における民間提案の手引き
- (5) 下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第 2.0 版
- (6) 下水道分野におけるウォーターPPP(主に管理・更新一体マネジメント方式)に関する Q&A

6 その他

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって本業務の意図及び目的を十分に理解したうえで業務を行わなければならない。受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
- (2) 本業務の遂行において疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。